

丹波少年自然の家事務組合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イゲ 32 番の 2 に置く。</p> <p>第5条～第11条 省略 (教育委員会)</p> <p>第12条 組合に教育委員会を置く。</p> <p><u>2</u> 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。 (教育委員会の委員の解職請求に関する事務等)を処理する選挙管理委員会)</p> <p>第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 16 条に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イケ 2032 番 2 に置く。</p> <p>第5条～第11条 省略 (教育委員会)</p> <p>第12条 組合に教育委員会を置く。</p> <p><u>2</u> 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。</p> <p><u>3</u> 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。 (教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務)を処理する選挙管理委員会)</p> <p>第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 221 号)第 14 条第 2 項に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>